

墨田区のお知らせ

2025年
(令和7年) 1/21ひと、つながる。
墨田区SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

墨田区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

すみだ

◆2面以降の主な内容

- 2面…住民税等
- 3面…所得税・贈与税・個人事業者の消費税等
- 4面…自動車税種別割・軽自動車税種別割等

税の特集号

発行：墨田区(税務課税務係) ☎5608-6008 〒130-8648墨田区吾妻橋一丁目23番20号

<https://www.city.sumida.lg.jp/>特別区民税・都民税の
申告受け付けが始まります

今年も税の申告時期となりました。申告期限は、特別区民税・都民税(以下「住民税」)、所得税・復興特別所得税(以下「所得税」)、贈与税、個人事業者の消費税が3月17日(月)、個人事業者の消費税・地方消費税(以下「消費税」)が3月31日(月)です。

申告手続は、インターネットや郵送が便利です。ご不明な点は、最寄りの各税務関係機関へお気軽にお問い合わせください(4面の「税についての問合せ先」を参照)。



6年11月 第14回 税に関する「絵はがきコンクール」表彰式

住民税の申告

住民税申告書は、申告が必要と思われる方に**1月29日**に発送します。記入のうえ、同封の返信用封筒で返送してください。**郵送での申告が便利です**が、直接提出する場合は下記および2面上部に掲載の住民税の申告場所をご覧ください。

直接提出する場合

申告会場での混雑回避および待ち時間短縮のため、2面に掲載の申告場所のうち、区役所会議室21(2階)での申告受け付けには事前予約が必要です。

なお、区役所会議室21(2階)での申告受付期間は2月17日(月)～3月17日(月)です。希望する方は、2月1日から希望日の前日までに日時を予約したうえで、お越しください。

◆区役所会議室21(2階)での申告の予約～当日の受け付け方法



予約専用番号☎050-3641-0535に電話します。
自動音声の案内に従い、入力してください。



そのまま電話で予約するか、インターネットで予約するか
を選択してください。



電話で予約

自動音声の案内に従い、
予約してください。予約には、
電話番号のみ必要です
(住所・氏名等は不要)。



インターネットで予約

スマートフォンに、ショ
ートメッセージでURLが送信
されます。そのURLから予
約してください。予約には、
電話番号のみ必要です(氏
名・住所等は不要)。



予約内容の確認・変更・削除をする場合は、お掛けになっ
た電話から再度予約専用番号にお掛けください。



当日は、予約時間の5分前に、区役所会議室21(2階)にお
越しください。職員が順番にご案内します。予約時に申請し
た電話番号で予約の確認をします。

住民税の申告についての詳細は2面へ

所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告

スマートフォンやパソコンからアクセスできる**自動計算で便利なe-Tax**をご利用ください。なお、申告書作成会場(3面参照)の入場には「入場整理券」が必要です。

◆申告書の作成～提出方法

1 申告書を作成します。

国税庁HP「**確定申告書等作成コーナー**」へ接続



- ▶画面の案内に従って入力すれば税額まで自動計算
- ▶マイナポータル連携や過去の申告データを利用して自動入力

2 申告書を提出します。

e-Taxで提出する場合

●マイナンバーカード方式

マイナンバーカードを使った、確定申告書の作成が便利です。
マイナポータル連携をすると、自動入力で申告できます。

申告には、マイナンバーカードの発行時にご自身で
設定した次のパスワードが必要です。

- ▶利用者証明用電子証明書(数字4桁)
- ▶署名用電子証明書(英数字6文字～16文字)

*パスワードを忘れた場合や、
ロックされた場合はこちら



*マイナポータル連携
の詳細はこちら



マイナンバー
PRキャラクター
「マイナちゃん」

●ID・パスワード方式

税務署が発行する「ID・パスワード方式の届出完了通知」が必要です。

発行を希望する場合は、**申告する本人**が顔写
真付きの本人確認書類をお持ちのうえ、**お近くの税務署**
にお越しください。なお、ID・パスワ
ード方式は暫定的な対応です。



印刷して郵送で提出する場合

[送付先]東京国税局業務センター(〒110-8655台東区池之端1-2-22上野
合同庁舎)

所得税等の申告についての詳細は3面へ

区公式
SNS等

LINE

X
(旧ツイッター)フェイス
ブックインスタ
グラムユー
チューブ☎=電話 FAX=ファクス ㊚=Eメール
HP=ホームページ

住民税の申告対象者・期間・場所など

[申告が必要な方] 次のいずれかに該当する方 ▶ 前年中に事業・不動産・配当等の所得があり、所得税の確定申告をしない ▶ 給与や公的年金収入のみで、源泉徴収票に記載されている控除に変更または医療費控除等の追加の申告がある * 所得税の確定申告をする場合は、住民税の申告は不要 ▶ 前年中の収入がない * 申告の義務はないが、非課税証明書の発行や各種保険料の算定等に影響するため申告が必要 * 被扶養者は原則申告不要(申告が必要な場合もあり) ▶ 区内に事務所または事業所を所有し、墨田区に住民登録がない

[申告期間・申告場所] 右表のとおり

[申告に必要なもの] ▶ 住民税申告書 ▶ 収入(源泉徴収票等)や経費の明細書 ▶ 控除を受けるための書類(医療費控除の明細書、生命保険料・地震保険料の控除証明書等) ▶ 本人確認書類(マイナンバーカード等)

●申告の際の注意事項

医療費控除の申告をする方

医療費控除の適用を受けるためには、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です(領収書のみでの添付では控除の適用ができません)。「医療費控除の明細書」は、医療を受けた方や病院・薬局等の支払先ごとに、金額をまとめて記載します。明細書の様式は区HPから出力できます。なお、医療保険者が発行する「医療費通知(医療費のお知らせ)」の原本を添付することで、明細書の記入を省略できます。また、医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)については、区HPをご覧ください。

ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用した方

所得税の確定申告または住民税の申告を行う必要がない方は、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用することで、申告せずに住民税の寄附金控除が適用されます。給与所得者で給与以外の所得がある場合や医療費控除等の申告で所得税の確定申告または住民税の申告を行う場合は、ワンストップ特例を申請していても控除は適用されません。申告の際に、全てのふるさと納税の金額を含める必要がありますのでご注意ください。

■申告期間・申告場所

申告期間	申告場所
2月17日(月)～3月17日(月) の午前8時半～午後5時 * 土・日曜日、祝休日を除く	予約制(予約方法は1面参照) 区役所会議室21(2階) * 申告の相談等は税務課(区役所2階)で実施
3月5日(水)～7日(金)の午前8時半～午後5時 * 正午～午後1時を除く	予約不要 ▶ 緑出張所(緑3-7-3) ▶ 横川出張所(横川5-10-1-111) ▶ 文花出張所(文花1-32-1-102) ▶ 墨田二丁目出張所(墨田2-36-11ベルクス墨田店商業施設パシオス2階) ▶ 東向島出張所(東向島2-38-7)

- 給与・年金所得のみの方で、住宅借入金等特別控除や雑損控除等の適用を受けない所得税の還付申告書の提出も受け付けます。
- 住民税申告書は、対象と思われる方に1月29日に発送します。
- 本所・向島税務署では申告を受け付けていません。

●住民税額試算・申告書作成システム

自身の所得や控除などを入力することで、住民税の申告書の作成や、住民税額や所得税額の試算、ふるさと納税の控除限度額の試算ができます。区HPから利用できますので、ご活用ください。

作成した住民税申告書は、印刷し、必要書類を添付して郵送することで申告が完了します。

[送付先] 税務課課税係(〒130-8648吾妻橋1-23-20)



令和7年度から適用される住民税の主な改正点

1 住宅ローン控除の拡充

令和6年中に居住の用に供した場合の住宅ローン控除の借入限度額等について、子育て世帯等に対する住宅ローン控除が拡充されました(令和4・5年入居の場合の水準を維持)。

また、合計所得金額1000万円以下の方に限り、新築住宅の床面積要件を40㎡以上に緩和する措置について、建築確認の期限が6年12月31日まで延長されています。

所得税額から控除しきれない額は、改正前と同じ控除限度額の範囲内で翌年度の個人住民税額から控除されます。

●「子育て世帯等」とは、19歳未満の扶養親族を有する世帯または自身もしくは配偶者のいずれかが40歳未満の世帯のことです。

■改正前(令和6年に入居の場合)

新築・買取再販住宅	認定住宅 (認定長期優良・認定低炭素)	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅
借入限度額	4500万円	3500万円	3000万円

■改正後(令和6年に入居の場合) *子育て世帯等の令和4・5年入居の限度額

新築・買取再販住宅	認定住宅 (認定長期優良・認定低炭素)	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅
借入限度額	子育て世帯等 5000万円 それ以外 4500万円	4500万円	4000万円
		3500万円	3000万円

2 同一生計配偶者に係る定額減税

令和6年中の合計所得金額が1000万円～1805万円の方で、特別区民税・都民税所得割が課税される方のうち、同一生計配偶者がいる方は、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者分の定額減税額1万円(所得税は3万円)が控除されます。

* 詳細は国税庁HPを参照



墨田区でもWeb口座振替受付サービスが始まりました

パソコンやスマートフォンからインターネットを利用して、口座振替の申込みができるサービスです。区役所や金融機関の窓口へ行く必要がなく、口座振替依頼書への記入や押印も不要です。

対象は、住民税(普通徴収)のほか、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育園保育料、学童クラブ育成料です。

利用できる金融機関は、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、ゆうちょ銀行、PayPay銀行、地方銀行、信用金庫等の39の機関です。

なお、本サービスは、ヤマトシステム開発株式会社および金融機関が提供するセキュリティーに保護された外部サイトを利用します。

[問合せ] 税務課課税係 ☎5608-6133

* 詳細は区HPを参照



キャッシュレス納付をご利用ください

外出せずに納付できるキャッシュレス納付を、ぜひ、ご利用ください。

口座振替やクレジットカード納付など、様々な方法があります。なお、納付方法により収納できる上限金額が異なります。詳細は、各HPをご覧ください。



税目	納付方法	問合せ	納付方法の詳細
住民税(普通徴収)	▶ 口座振替 ▶ クレジットカード納付 ▶ スマートフォン決済アプリ納付 (au PAY, d払い, J-Coin Pay, LINE Pay, PayPay, 楽天ペイ, モバイルレジ)	税務課課税係 ☎5608-6133	区HP
住民税(特別徴収)	▶ eLTAX電子納税	税務課課税係 ☎5608-6140	
軽自動車税種別割	▶ 地方税お支払サイトでの納付 ▶ eL-QRコードに対応したスマートフォン決済アプリ納付	税務課課税係 ☎5608-6134	
所得税 消費税	▶ 振替納税(所得税および個人事業者の消費税のみ) ▶ クレジットカード納付 ▶ ダイレクト納付 ▶ インターネットバンキング納付 ▶ スマートフォン決済アプリ納付 (au PAY, d払い, LINE Pay, PayPay, メルペイ, Amazon Pay, 楽天ペイ) * 詳細は3面を参照	本所税務署 管理運営部門 ☎3623-5171 向島税務署 管理運営担当 ☎3614-5231	国税庁HP
個人事業税 自動車税種別割 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)(23区内) 固定資産税(償却資産)(23区内) 不動産取得税 法人都民税・法人事業税ほか	▶ 口座振替 ▶ クレジットカード納付 ▶ スマートフォン決済アプリ納付 (au PAY, d払い, J-Coin Pay, LINE Pay, PayB, PayPay, モバイルレジ, 楽天銀行アプリ, 楽天ペイ) ▶ ペイジー納付 ▶ eLTAX電子納税 * 税目ごとに使用可能な納付方法が異なる	墨田都税事務所 徴収課 ☎3625-5061	都主税局HP

所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告対象者・期間・場所など

[所得税の確定申告が必要な方] 次のいずれかに該当する方 ▶ 事業・不動産所得、土地・建物等の譲渡所得がある ▶ 給与の収入金額が2000万円を超える ▶ 給与所得のほかに、合計額が20万円を超える所得がある ▶ 2か所以上から給与の支払いを受けている ▶ 公的年金等の収入金額の合計が400万円を超えており、申告納税額がある など

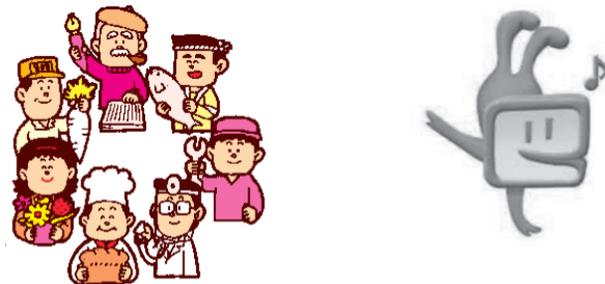
[贈与税の申告が必要な方] 次のいずれかに該当する方 ▶ 個人から不動産や現金などをもらった、経済的利益を得たりしており、贈与を受けた財産の価額の合計額が110万円を超える ▶ 父母等からの住宅取得等資金の特例または相続時精算課税の特例を受ける(各特例は期限までに申告書等を提出しないと適用不可) など

[個人事業者の消費税の確定申告が必要な方] 次のいずれかに該当する方 ▶ 基準期間(令和4年分)の課税売上高が1000万円を超える ▶ 基準期間(令和4年分)の課税売上高が1000万円以下で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している ▶ 特定期間(5年1月1日～6月30日)の課税売上高が1000万円を超える(特定期間における1000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることも可) ▶ 適格請求書発行事業者として登録した

■申告期間・納期限・振替日

税の種類	申告期間	納期限	振替日 (振替納税利用の場合)
所得税	2月17日(月)～3月17日(月)	3月17日(月)	4月23日(水)
贈与税	2月3日(月)～3月17日(月)		
個人事業者の消費税	3月31日(月)まで	3月31日(月)	4月30日(水)

**確定申告をすると所得税が還付になる方
(源泉徴収税額がある方)**
▶ 給与所得者で雑損控除や医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除(年末調整済みの場合を除く)などを受ける方
▶ 年の途中で退職した後、再就職しなかった方で給与所得について年末調整を受けていない方 など



■税理士による無料申告相談`申告書を作成できます`

小規模納税者(所得金額がおおむね300万円以下の方など)・年金受給者・給与所得者の所得税・消費税の無料申告相談の開催期間等

税理士による無料申告相談では、小規模納税者の所得税および復興特別所得税・個人消費税、年金受給者ならびに給与所得者の所得税および復興特別所得税の申告書(土地、建物および株式などの譲渡所得がある場合を除く)を作成できます。ご利用には、オンライン申請による事前申込みが便利です。一部、当日入場整理券等の配布を行います。なくなり次第終了となりますので、ぜひ、事前申込みをご利用ください。

開催期間	会場	オンライン申請	持ち物
1月30日(木)・31日(金) [受け付け]午前9時半～11時半、午後1時～3時	すみだ共生社会推進センター (押上2-12-7-111)	本所税務署管内  *電話での申込みは不可	①スマートフォンまたはタブレット ②マイナンバーカード ③マイナンバーカード発行時にご自身で設定した次のパスワード ▶利用者証明用電子証明書(数字4桁) ▶署名用電子証明書(英数字6文字～16文字) ④源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
2月4日(火)・5日(水) [受け付け]午前9時半～11時半、午後1時～3時	みどりコミュニティセンター (緑3-7-3)		
2月3日(月)～14日(金) *土・日曜日、祝休日を除く [受け付け]午前8時半～午後3時半 [相談]午前9時～	向島税務署 (東向島2-7-14)	向島税務署管内  *電話での申込みは不可	

- すみだ共生社会推進センターおよびみどりコミュニティセンターは、駐車・駐輪スペースが少ないため、車・自転車での来場はご遠慮ください。向島税務署は、車での来場はご遠慮ください。
- いずれの会場にも待合室はありません。事前に申し込んだ入場時間にご来場ください。
- 税理士資格のない「にせ税理士」または「にせ税理士法人」が税務代理を行い、依頼者(納税者)に不測の損害を与えるおそれがあります。

■申告書作成会場の設置期間・場所

会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は、国税庁公式LINEによる事前発行が便利です。なお、**当日会場でも配布しますが、事前発行に比べ、発行枚数が少ないため、ぜひ、国税庁公式LINEによる事前発行をご利用ください。**

設置期間	設置場所	時間	持ち物
2月17日(月)～3月17日(月) *土・日曜日、祝休日を除く	本所税務署(業平1-7-2) 向島税務署(東向島2-7-14)	[受け付け] 午前8時半～午後4時 [相談] 午前9時15分～	①スマートフォンまたはタブレット ②マイナンバーカード ③マイナンバーカード発行時にご自身で設定した次のパスワード ▶利用者証明用電子証明書(数字4桁) ▶署名用電子証明書(英数字6文字～16文字) ④源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
3月2日(日)	東京国税局(中央区築地5-3-1)		

入場整理券の事前発行
国税庁公式LINEのアカウントを友だち追加してください。



友だち追加はこちらから！

●申告書等を郵送で提出する場合は、東京国税局業務センター(〒110-8655台東区池之端1-2-22上野合同庁舎)へご提出ください。

●納付および還付金の受け取りについて

申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知書等による納税のお知らせはありません。

[キャッシュレス納付]納付書不要

所得税や消費税等の国税の納付は、金融機関や税務署の窓口等に行く必要がない「キャッシュレス納付」が便利です。詳細は国税庁HPをご覧ください。

- ▶ **ダイレクト納付** 
- ▶ **インターネットバンキング納付** 
- ▶ **振替納税(所得税および個人事業者の消費税のみ)** 
- ▶ **クレジットカード納付** 
- ▶ **スマートフォン決済アプリ納付** 

[キャッシュレス納付以外の納付方法]

- ▶ **コンビニ納付(二次元コード納付)**
自宅等で作成した二次元コードをコンビニエンスストアのキオスク端末等で読み取ることで、出力された納付書を使用して納付を委託する方法です。詳細は国税庁HPをご覧ください。 
- ▶ **コンビニ納付(バーコード納付)**
税務署で作成するバーコード付納付書を使用してコンビニエンスストアで納付を委託する方法です。
- ▶ **窓口納付**
金融機関や税務署の窓口で納付する方法です。なお、税務署での納税の受け付けは午前9時～午後4時です。

[還付金の受け取り]

指定の金融機関への振り込みまたは郵便局窓口での受け取り

[問合せ]

- ▶ 本所税務署 ☎3623-5171
- ▶ 向島税務署 ☎3614-5231

申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、「**毎回**」マイナンバーの記載と、**本人確認書類(番号確認書類および身元確認書類)の提示または写しの添付**が必要です。



自動車税種別割・軽自動車税種別割

自動車税種別割と軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在の所有者(割賦販売契約等で所有権が売主等にある場合は使用者)に課税される税金です。自動車を購入したときや譲渡したときは、必ず名義変更等の手続をしてください。

また、軽自動車税種別割は月割の制度がないため、4月1日までに廃車の手続をしないと、令和7年度分の税金が1年分課税されます。手続場所は、右表をご覧ください。

■軽自動車・自動車の登録・廃車の手続場所

	車種	ところ
軽自動車	原動機付自転車(特定小型原動機付自転車を含む)・ミニカー・小型特殊自動車(フォークリフト等)	税務課税務係(区役所2階) ☎5608-6134
	軽三輪自動車・軽四輪自動車	軽自動車検査協会足立支所(足立区宮城1-24-20) ☎050-3816-3102
	軽二輪自動車・二輪の小型自動車	足立自動車検査登録事務所(足立区南花畑5-12-1) ☎050-5540-2031
自動車	上記以外の自動車(大型特殊自動車を除く)	

●自動車税種別割(軽自動車税種別割を除く)の課税内容等は、東京都自動車税コールセンター☎3525-4066にお問い合わせください。受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝休日を除く)です。

個人事業税の申告

個人事業税は、地方税法などに定める事業(法定業種)を営む個人事業主のうち、前年中の所得が290万円(営業期間が1年未満の場合は月割額)を超える方に対して課税される都税です。所得税・住民税の申告をする方は、都税事務所への申告は必要ありません。該当業種や税額の計算など、個人事業税に関しては、所管都税事務所へお問い合わせください。

【問合せ】台東都税事務所(台東区雷門1-6-1)☎3841-1683 *所管区域は台東区・墨田区・葛飾区

税に関するコンクール等受賞者

小学生の「税に関する絵はがきコンクール」受賞者

本所・向島法人会女性部会では、区内の小学校6年生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施し、審査の結果、次の方々を受賞されました(敬称略)。

受賞者氏名等	
本所法人会	向島法人会
【墨田区長賞】 新里紗英(緑小)	【墨田区長賞】 森岡優(第三寺島小)
【本所税務署長賞】 古永家春歩(中和小)	【向島税務署長賞】 渡辺悠希(八広小)
【東京都墨田都税事務所長賞】 吉田彩夏(横川小)	【東京都墨田都税事務所長賞】 井口優花(梅若小)
【墨田区教育委員会賞】 斎藤福成(二葉小)	【墨田区教育委員会賞】 荒武百恵(立花吾嬢の森小)
【石川画伯特別賞】 菅野僚太(言問小)	【石川画伯特別賞】 中島杏(第二寺島小)
【本所法人会長賞】 松本瑠莉(二葉小)	【向島法人会長賞】 田中瑞希(押上小)
【女性部会長賞】 長谷川千明(緑小)	【女性部会長賞】 羽場若菜(第一寺島小)
【入選】 水島凜音(二葉小)、戸部このは(錦糸小)、川又結(柳島小)、吉田美桜(業平小)、藤井煌大(両国小)、高田凪桜(小梅小)、長谷部愛依(小梅小)、貫名真以(菊川小)、中村叶実(言問小)、平澤優吾(外手小)	【入選】 高田結美(第一寺島小)、西川葉琉(第二寺島小)、白田さくら(隅田小)、會田來琉(隅田小)、熊木ゆい(曳舟小)、中村真子(立花吾嬢の森小)、佐伯茉里笑(立花吾嬢の森小)、川口拓真(東吾嬢小)、宮越瑠南(八広小)、荻野誉大(梅若小)

中学生の「税についての作文」受賞者

本所・向島納税貯蓄組合連合会では、区内の中学生を対象に「税についての作文」を募集し、審査の結果、次の方々を受賞されました(敬称略)。

受賞者氏名等	
本所納税貯蓄組合連合会	向島納税貯蓄組合連合会
【東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞】 杉田さくら(両國中)	【東京納税貯蓄組合総連合会会長賞】 小田悠叶(寺島中)
【東京納税貯蓄組合総連合会会長賞】 武藤希実(両国高附属中)	
【本所納税貯蓄組合連合会会長賞】 篠田葉月(本所中)、今枝美陽(錦糸中)	【向島納税貯蓄組合連合会会長賞】 志民紗良(吾嬢第二中)、上平亜衣莉(桜堤中)
【本所税務署長賞】 堺美緒(堅川中)、阿部莉織(両国高附属中)	【向島税務署長賞】 生方葵(寺島中)、青野旭(文花中)
【東京都墨田都税事務所長賞】 櫻井大介(堅川中)	【東京都墨田都税事務所長賞】 李敏菁(吾嬢第二中)
【墨田区長賞】 兵藤隆介(日大一中)	【墨田区長賞】 浅野さわ(吾嬢立花中)
【東京税理士会本所支部支部長賞】 八重樫春叶(両国高附属中)	【東京税理士会向島支部支部長賞】 杉戸瑚々海(桜堤中)
【一般社団法人本所青色申告会理事長賞】 島田陽太(両国高附属中)	
【公益社団法人本所法人会会長賞】 高林優乃(安田学園中)	
【本所間税会会長賞】 小武稜弥(両國中)	
【東京小売酒販組合本所支部支部長賞】 天海敢太(墨田中)	
【本所納税貯蓄組合連合会優秀賞】 木原麻菜香(墨田中)、岩崎華(両國中)、横井奈都(堅川中)、渡部那月(両国高附属中)、谷田夕來(両国高附属中)、東山真優(両国高附属中)、廣橋大河(両国高附属中)、岡村心愛(日大一中)、石田知暉(日大一中)、吉田美陽(安田学園中)	【向島納税貯蓄組合連合会優秀賞】 赤田諒真(文花中)

小・中学生の「税の標語」受賞者

本所・向島間税会では、次世代を担う区内の小・中学校を対象に「税の標語」を募集し、審査の結果、次の方々を受賞されました(敬称略)。

受賞者氏名等	
本所間税会	向島間税会
【全国間税会総連合会入選】 黒川優(両國中)	【全国間税会総連合会入選】 近藤梢江(隅田小)
【東京国税局間税会連合会入選】 石橋みと(菊川小)	【東京国税局間税会連合会入選】 志民紗良(吾嬢第二中)
	【東京国税局間税会連合会佳作】 池田明彦(桜堤中)
【本所間税会会長賞】 増田杏(小梅小)	【向島間税会会長賞】 藤森虎太郎(吾嬢立花中)
【本所税務署長賞】 高木智佳(墨田中)	【向島税務署長賞】 久保幸音(寺島中)

税についての問合せ先

■区税(住民税、軽自動車税種別割など)

税務課(区役所2階)

- ▶納付方法(口座振替、スマートフォン決済アプリ)等 ☎5608-6133(税務係)
- ▶課税(非課税)証明書・納税証明書 ☎5608-6008(税務係)
- ▶軽自動車税種別割 ☎5608-6134(税務係)
- ▶申告、税額の計算方法等 ☎5608-6135(課税係)
- ▶納税相談 ☎5608-6142(納税係)

■国税(所得税、贈与税、消費税など)

- ▶国税相談専門ダイヤル ☎0570-00-5901 コクセイ
- ▶本所税務署(業平1-7-2) ☎3623-5171
- ▶向島税務署(東向島2-7-14) ☎3614-5231

*確定申告に関する相談は、自動音声に従って「0」を選択

■都税(固定資産税、個人事業税など)

- ▶墨田都税事務所(業平1-7-4) ☎3625-5061
- *個人事業税・法人事業税・地方法人特別税・特別法人事業税・法人住民税については、台東都税事務所(台東区雷門1-6-1)☎3841-1271へ
- *いずれも受け付けは月曜日～金曜日の午前8時半～午後5時(祝休日を除く)